

# 水道だより

NO. 113  
2016.4

特別号



平瀬浄水場旧事務所 水道資料館（水交庵）

## 甲府市上下水道事業懇話会を設置しました

甲府市上下水道局では、水道事業および下水道事業の経営計画を着実に推進するにあたり、施策の方向性や取り組み状況、また、新たな経営計画の策定などについて外部の有識者から幅広い意見を聴き、健全な事業経営に的確に反映させていくことを目的に、上下水道事業懇話会を設置しました。

これからも、「安心・安全で安定した上下水道事業」を維持し、事業を取り巻く課題に的確に取り組みながら、お客様から信頼される公営企業を目指します。

### 水道使用開始・中止の手続きが、ホームページからもできます。

甲府市上下水道局のホームページ上から、水道使用開始・中止の手続きができます。  
水道を使用する場合や引越などで水道を使用しなくなる場合は、必ず使用開始・中止の手続きをお願いします。

甲府市上下水道局ホームページ <http://www.water.kofu.yamanashi.jp/>

## TOPICS トピックス

甲府市 ● 安全な水をお届けしています  
～信頼性の高い水質検査体制～

その他主な記事 ● 給水装置・排水設備について  
● 文化庁有形文化財一覧  
● 水道料金・下水道使用料のお支払い方法



# 安全な水をお届けしています ～信頼性の高い水質検査体制～

水質検査は、安全で清浄な水道水を供給するために行われ、水道法により検査が義務付けられています。水質検査には、水質基準に適合しているかを判断するために行う検査と原水から浄水処理、配水に至るまでの一連の水質管理の状況を確認するための検査があります。

水質基準は、水道法第4条において規定されている水質上の要件で、すべての水道水が満たさなければならない基準です。人の健康に関する項目と色や濁り等の生活利用上、水道水が有すべき性状に関する項目の51項目が定められています。また、水質基準以外にも水質管理上留意すべき項目として「水質管理目標設定項目」(26項目)が定められており、それぞれの項目は、最新の科学的知見をふまえて、逐次改正が行われています。

甲府市上下水道局では、年度ごとに作成する「水質検査計画」に基づき、平瀬浄水場において定期的な水質検査を行い、安全な水道水であることを確認しています。浄水場、配水区域ごとに12地点(図-1)を定点として、採水から水質検査までを行っています。

水質基準項目は、微生物から化学物質まで多種多様にわたっており、その検査も極微量レベルでの測定が求められます。その測定に、高精度な検査機器等を導入するとともに、検査者の技術向上に努め、正確、かつ、精度の高い検査に取り組んでいます。

また、緊急時に対応できる検査体制を持ち、水道水の安定した供給に努めています。

## 水質検査の採水場所 (図-1)

- 平瀬系給水区域
- 平瀬・昭和系混合区域
- 中道系給水区域
- 行政区界
- 採水場所



- ① 高区西配水区域
- ② 山宮配水区域
- ③ 羽黒配水区域
- ④ 高区配水区域
- ⑤ 中区配水区域
- ⑥ 南部配水区域
- ⑦ 北部配水区域
- ⑧ 東部配水区域

定期的な水質検査の頻度は  
水道法施行規則により決められています。

1日に1回以上	色・濁り・消毒の残留効果
1ヶ月に1回以上	水質の一般的性状を含めた9項目
3ヶ月に1回以上	水質基準全項目(51項目)



### 採水の様子

昭和町河西かすみ堤公園



### 検査の様子

「ガスクロマトグラフ質量分析計」  
トリハロメタンや臭気物質の検査



「誘導結合プラズマ質量分析計」  
金属類の検査

## 水道GLP(水道水質検査優良試験所規範) の認定を取得しました。

お客様が直接口にする水の安全性を確認するための水質検査は、正確、かつ、精度の高いものである必要があります。甲府市上下水道局では、品質管理システムや検査技術について審査を受け、公益社団法人日本水道協会の認定する「水道GLP」を取得し、正確で信頼性の高い水質検査を行っています。(GLPは、「Good Laboratory Practice」の略語で「優良試験所規範」と訳されます。)



JWWA-GLP079  
水道GLP認定

# 給水装置・排水設備

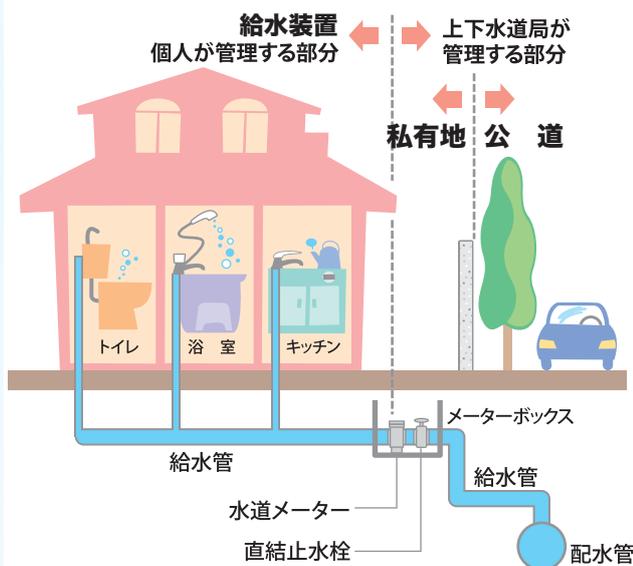


配水管から分岐して設けられた蛇口までの給水管と、それに直結している蛇口などの給水用具を「給水装置」といいます。宅内のキッチン・浴室・トイレなどから出る汚水を公共下水道に流す設備を「排水設備」といいます。

下水道が使えるようになった区域では、特別の事情がない限り、供用開始区域となった日から6カ月以内(くみ取りの場合は3年以内)に排水設備を公共下水道に接続しなければならないことが、法律や条例で定められています。

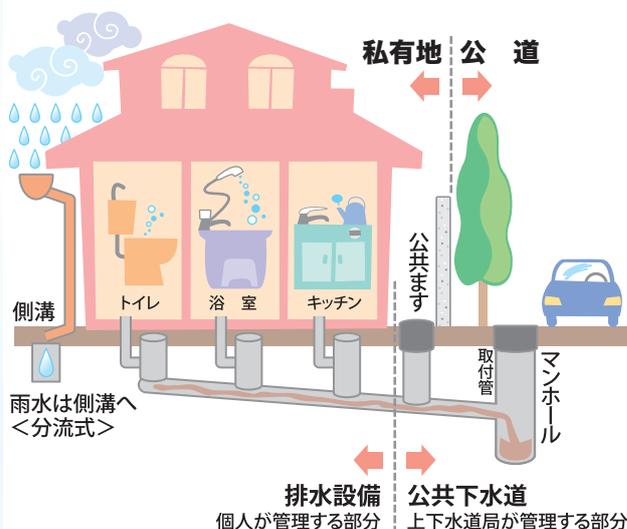
一般的な家庭の

## 給水装置



一般的な家庭の

## 排水設備



## 貸付制度・融資あっせん制度

甲府市上下水道局では、トイレ（浄化槽を廃止して下水道への接続を含む）を水洗トイレにされる場合を対象に、工事資金の貸付や金融機関への融資あっせんを行っています。

区分	金額
貸付（1戸につき）し尿浄化槽	最高 30 万円
貸付（1戸につき）くみ取り式トイレ	最高 40 万円
融資あっせん（1世帯につき）	最高 50 万円

詳しくは、給排水課（電話 223-7356）までお問い合わせください。  
 なお、甲府市以外にお住まいの方は、各市役所・役場にお問い合わせください。

下水道は、自然や私たちの暮らしを守る大切な働きをしています。一人ひとりがルールを守り、正しく使用しましょう。

### 下水道に流すと支障のあるものの例

- ◆ **食用油**  
 下水道管の内面に付着して固まり、詰まる原因になります。調理後のフライパンや皿についた油污は、使用したキッチンペーパーなどでふき取ってから洗いましょう。
- ◆ **トイレペーパー以外の紙**  
 水に溶けにくいものは下水道管が詰まる原因になります。
- ◆ **髪の毛**  
 絡まって下水道管が詰まる原因になります。また、機械に絡まると設備が動かなくなって停止してしまいます。お風呂場や洗面台の排水口の目詰りにたまった髪の毛などは、流さずにこまめにとるようにしましょう。
- ◆ **ごみ（生ごみなど）や土砂など**  
 下水道管が詰まる原因となります。台所から出る野菜くずやご飯の残りはよく水切りしてから燃えるごみとして出すか、生ゴミ処理機などで処理をしてください。
- ◆ **ガソリン、灯油、シンナーなど**  
 火災や爆発等の事故のもとになります。揮発性や引火性の高い溶剤などの危険物は絶対に流さないでください。
- ◆ **農薬、除草剤、殺虫剤など**  
 水をきれいにしてくれる微生物の活動を弱めてしまいます。



## 表紙写真 平瀬浄水場旧事務所 「水道資料館（水交庵）」

甲府市の水道は、明治42年に全国で17番目の上水道として、国の認可を受けて工事を着工し、大正2年1月、全国26番目に給水を開始しました。水道資料館は、その後の水不足や関東大震災に伴う施設の大被害を経て、昭和8年に第1期拡張工事に着手した時期に築造され、事務所として使用されていました。

現在では、文化庁の有形文化財として登録され、甲府市の歴史を展示する資料館「水交庵」として活用しており、建物木造平屋建、瓦葺で正面中央にある2連のアーチ

で構成した玄関ポーチのデザインに特徴があります。

資料館内には、江戸時代の木桶の現物を展示した「甲府上水」や昭和20年の終戦に、この建物に宿泊していた甲府駐留米軍大佐が桑原福保画伯に依頼した作品で、平瀬浄水場周辺から見た富士山や南アルプス連峰・八ヶ岳の景観を描いた油絵が、現在でも保存されています。昔から現代に至るまでの貴重な展示品を展示しているため、訪れるみなさまが水道の歴史を知る上で、欠かせない施設となっております。（昭和10年築造）

### 水道料金・下水道使用料のお支払い方法

水道料金・下水道使用料は、次のいずれかの方法でお支払いをお願いします。

#### ☑ 口座振替

水道料金を口座振替でお支払いいただいた場合は、1回(2ヵ月分)につき100円(税抜)を割引します。

- ※再振替の場合、割引制度は適用されません。
- ※口座振替の場合、領収書は発行していません。

#### ☑ コンビニエンスストア

納入期限内であればお支払いいただけます。  
次のものは支払いができませんのでご注意ください！

- ×バーコードがないもの・読み取りできないもの
- ×1枚の料金が30万円を超えているもの
- ×納入期限が過ぎたもの

※お支払いできるコンビニエンスストアは納入通知書で確認をお願いします。

#### ☑ クレジットカード

水道料金等をクレジットカードでお支払いできます。1回の請求額が3万円までの料金が対象です。

※窓口でクレジットカードを提示してお支払いいただく方法ではありません。

次のロゴマークがあるクレジットカードがご利用いただけます。



### 文化庁登録有形文化財一覧

#### ◆ 登録有形文化財に当てはまる建造物の基準とは

1. 建設後50年を経過しているもの
2. 次のいずれかに該当するもの

- ①国土の歴史的景観に寄与しているもの
- ②造形の規範となっているもの
- ③再現することが容易でないもの



平瀬浄水場旧ろ過池整水井  
(大正2年築造)



平瀬浄水場旧事務所  
(昭和10年築造)



平瀬浄水場旧片山隧道上口  
(大正2年築造)



平瀬浄水場旧片山隧道下口  
(大正2年築造)



平瀬浄水場第2隧道上口  
(大正2年築造)



平瀬浄水場旧取水口門部  
(大正2年築造)

文化庁によりますと、平成28年3月1日現在、全国で10,516件、山梨県内では72件が登録されています。甲府市上下水道局では6件の建造物が登録されています。

